

障害福祉サービス等処遇改善計画書(令和 2 年度)

(福祉・介護職員処遇改善計画書、福祉・介護職員等特定処遇改善計画書、福祉・介護職員等処遇改善計画書)

1 基本情報<共通>

フリガナ	トクエイエイカブツホウシヤサカイ		
法人名	特定非営利活動法人さかえ会		
法人所在地	〒 565-0022	大阪府大阪市旭区新森4-9-8	
フリガナ	キシモト ダイサロウ		
書類作成担当者	岸本 大 三 郎		
連絡先	電話番号	06-4254-5151	FAX番号 06-4254-5153 E-mail kishimotodai@yahoo.co.jp

(2)福祉・介護職員処遇改善加算(特定加算も併せて計画する場合)

① 算定する処遇改善加算の区分	※ 別紙様式2-2のとおり
② 処遇改善加算の算定対象月	
③ 令和 2 年度処遇改善加算の見込額	22,490,280 円
④ 賃金改善の見込額(i-ii) (右欄の額は③欄の額を上回ることを)	24,914,824 円
i) 処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額) (経歴・技能のある障害福祉人材(A)と他の障害福祉人材(B)の総額)	170,000,000 円
ii) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額1】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	145,085,176 円
(ア)前年度の経歴・技能のある障害福祉人材(A)と他の障害福祉人材(B)の賃金の総額	170,565,991 円
(イ)前年度の処遇改善加算の総額	22,633,056 円
(ウ)前年度の特定加算の総額(その他の職種(C)に支給された額を除く)	1,312,322 円
(エ)前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額	1,535,437 円
⑤ 賃金改善実施期間	令和 2 年 4 月 ~ 令和 3 年 3 月

(3)福祉・介護職員等特定処遇改善加算

① 算定する特定加算の区分	※①、③ 別紙様式2-3のとおり、② 別紙2-2のとおり		
② 処遇改善加算の取得状況			
③ 特定加算の算定対象月			
④ 令和 2 年度特定加算の見込額(ロ)	5,162,856 円		
⑤ 賃金改善の見込額(i-ii) (右欄の額は④欄の額を上回ることを)	5,380,000 円		
i) 特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	150,445,176 円		
ii) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額2】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	145,085,176 円		
(ア)前年度の賃金の総額	170,565,991 円		
(イ)前年度の処遇改善加算の総額	22,633,056 円		
(ウ)前年度の特定加算の総額	1,312,322 円		
(エ)前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額	1,535,437 円		
⑥ 平均賃金改善額	経歴・技能のある障害福祉人材(A)	他の障害福祉人材(B)	その他の職種(C)
i) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)(h)	42,883,393 円	102,201,783 円	
ii) 前年度の常勤換算職員数(i)	188 人	328 人	
iii) 前年度の一月当たりの常勤換算職員数(j)	14.0 人	27.3 人	
iv) 前年度のグループ毎の平均賃金額(月額)【基準額3】(h)/(i)	255,258 円	311,591 円	#DIV/0!
v) グループ毎の平均賃金改善額 (A)及(B)を実施(月額)(g)/(j)/(k)	15,561 円 (5,162,976 円)	7,780 円 (2,614,248 円)	
⑦ 賃金改善実施期間(ク)	令和 2 年 4 月 ~ 令和 3 年 3 月 ( 12 か月 )		

(4)賃金改善を行う賃金項目及び方法

イ 福祉・介護職員処遇改善加算

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)  変更なし

賃金改善を行う給与の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給 <input checked="" type="checkbox"/> 手当(新設) <input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input checked="" type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) <input checked="" type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ( ) (賃金改善に関する規定内容)  <input type="checkbox"/> 福祉・介護職員の基本給の引き上げ(引き上げ幅は、年齢、資格、経験、技能、勤務成績等を考慮して各人ごとに決定) 基本給 月給 500~2,000円の増額 時間給 5.0~10.0%の増額 ※ 上記の額には、平成21年10月から処遇改善加算を取得しており、より上位の区分の加算を取得した際に増額した分を含む。  ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 平成 21 年 10 月 ( <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定 )

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)  変更なし

経験・技能のある障害福祉人材の考え方	<input type="checkbox"/> 次の条件のいずれかを満たす職員を「経歴・技能のある障害福祉人材」とし、具体的な支給額は人事課を踏まえて決定 ① サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者、心理指導担当職員として勤務10年以上の者 ② 福祉・介護職員(直接処遇職員)のうち介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士のいずれかの資格を有する者で勤務10年以上の者 ③ 強度行動障害支援者養成研修を修了した者で勤務10年以上の者(職員分類の変更特例を適用) ※勤続年数については、系列法人、他法人における実務経験を含める。
賃金改善を行う職員の範囲	<input checked="" type="checkbox"/> (A)経歴・技能のある障害福祉人材 <input checked="" type="checkbox"/> (B)他の障害福祉人材 <input type="checkbox"/> (C)その他の職種 (A)にチェック(✓)がない場合その理由) _____
賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給 <input checked="" type="checkbox"/> 手当(新設) <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他
具体的な取組内容	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ( ) (賃金改善に関する規定内容)  <input type="checkbox"/> 特定処遇改善加算の新設(引き上げ幅は、年齢、資格、経験、技能、勤務成績等を考慮して各人ごとに決定) 特定処遇改善加算の額を次のとおりとする。 経歴・技能のある障害福祉人材 月額 12,000~30,000円 他の障害福祉人材 月額 640~20,000円 その他の職種 月額 0円  ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 資格・手当等を含めて賃金改善を行う場合は、その旨を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 令和 元 年 10 月 ( <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定 )

2020年4月1日

さかえ会(清明大ヘルプサービス、旭東グループホーム、フオーワーク)職員の皆様

この書類は「処遇改善加算制度」による助成金を大阪市に申請するための書類です。「処遇改善加算制度」は皆さんの給与、賞与、手当などの収入を増やすためにのみ使える国から法人への介護給付費です。2019年10月からは「処遇改善加算」に加えて「処遇改善特定加算」(※1)も支給されるようになりました。従来の法人規定(基準は平成21年)より基本給や賞与を増額したり、これまでなかった手当の新設等によって支給金額を増額するための原資としてこの給付費を使っています。2019年度は加算金額として年間約2,250万円(皆さんへの支給金額は約2,500万円)、特定加算金額では半年間約260万円(支給金額は約270万円)と見込んでいます。基本給、賞与の増額以外に新設手当として、「泊り④番手当」、「処遇改善手当」、「資格手当」、「熟練手当」、「指導育成手当」などにより支給されています。2020年度は前年並みの水準で計画しています。但し特定加算は6か月⇒12か月と支給期間が増えるので2倍の加算金額(約520万円)を見込んでいます。

(※1)「処遇改善特定加算」は「経歴・技能のある障害福祉人材に重点化しつつ職員のさらなる処遇改善を行う」として勤務10年以上、介護福祉士などの有資格者を主たる対象としています。